

JA加賀 東支店だより 令和元年5月号

平和の祈りを込めた30年に及ぶ平成が終わりを迎え、

「明日への希望と共に、1人ひとりが大きな花を咲かせる。」という願いを込めた令和が幕をあけました。

「令」には、何事をするにも、よい、めでたい、と言う意味が込められています。

みんなが大輪のめでたい花を咲かせていきましょう

☆JA ローン相談会☆

開催日：5月18日（土） 開催場所：JA 加賀 東支店
午前9時～午後3時

住宅新築、住宅ローン借換、リフォーム、マイカー購入、教育資金など

お考えの皆様、“誰でもお気軽に” ご来店下さい！！お待ちしております。

☆JA 年金無料相談会☆

開催日：6月23日（日） 開催場所：JA 加賀 東支店
午前9時～午後3時

社会保険労務士の先生が個別にご相談をお受け致します。

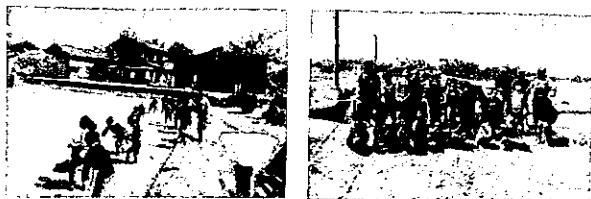
お仕事で平日ご相談できない方など、お気軽にご来店ください。

☆5月8日（水）

分校小学校 5年生の田植え体験教室が行われました

*ご協力いただいた箱宮町の農家の皆様ありがとうございました。

今月の支店長の一言



新しい元号（令和）がスタートしました。
気持ちも新たに職員一同皆様のお役に立ちよう
がんばります。今後ともご協力を願います。

支店長 川林圭介

☆苗箱回収について

農家の皆様へ。5月25日（土）午前8時～午後4時に本店育苗センターにて苗箱の回収を行います。
よろしくお願い致します。

お願い：洗浄して、10枚単位で結束して持って来て下さい。

（今月は、南出 正哉が作成しました）

JA 加賀 東支店

～相続について考えてみませんか？～ 基礎控除と死亡共済金の非課税枠について

※財産について

相続税は原則として、亡くなった方の財産を相続や遺贈（死因贈与を含みます。）によって取得した場合にその取得した財産にかかります。財産とは、①現金②預貯金③有価証券④土地⑤家屋⑥宝石⑦生命共済金（共済掛金負担者＝被共済者）等のみなし相続財産などが大きなものとなっております。

①財産総額 万円(概算)

※基礎控除について

②基礎控除額
3,000万円＋600万円×法定相続人 人
＝ 万円

※死亡共済金の非課税枠について

「生命共済」の死亡共済金には、相続税の非課税枠が設けられており、現金で財産を遺すよりも相続財産の課税対象額を少なくすることができます。つまり、相続税額を軽減する効果があります。

※受取人が法定相続人の場合に限りです。

③死亡共済金の非課税枠
500万円×法定相続人 人

＝

④現在加入している万一保障額 万円

生命共済 合計 万円
生命保険

⑤非課税枠活用可能額

③ 万円 － ④ 万円

＝ 万円

※課税対象額について（概算）

① 万円 － ③or④の低い金額 万円 － ② 万円
＝ 万円

⑤の非課税枠活用可能額がある方は、万一保障に加入することで課税対象額を引き下げることができ、相続税がかからなくなる可能性があります！

← 0にならない方は相続税が課税されるかも...
そこで...

*詳しくは、JA加賀 東支店 共済担当者まで